

## 建築材料等判断基準 WG における検討について（案）

### 1. 改正省エネ法の概要（建材トップランナー制度の追加）

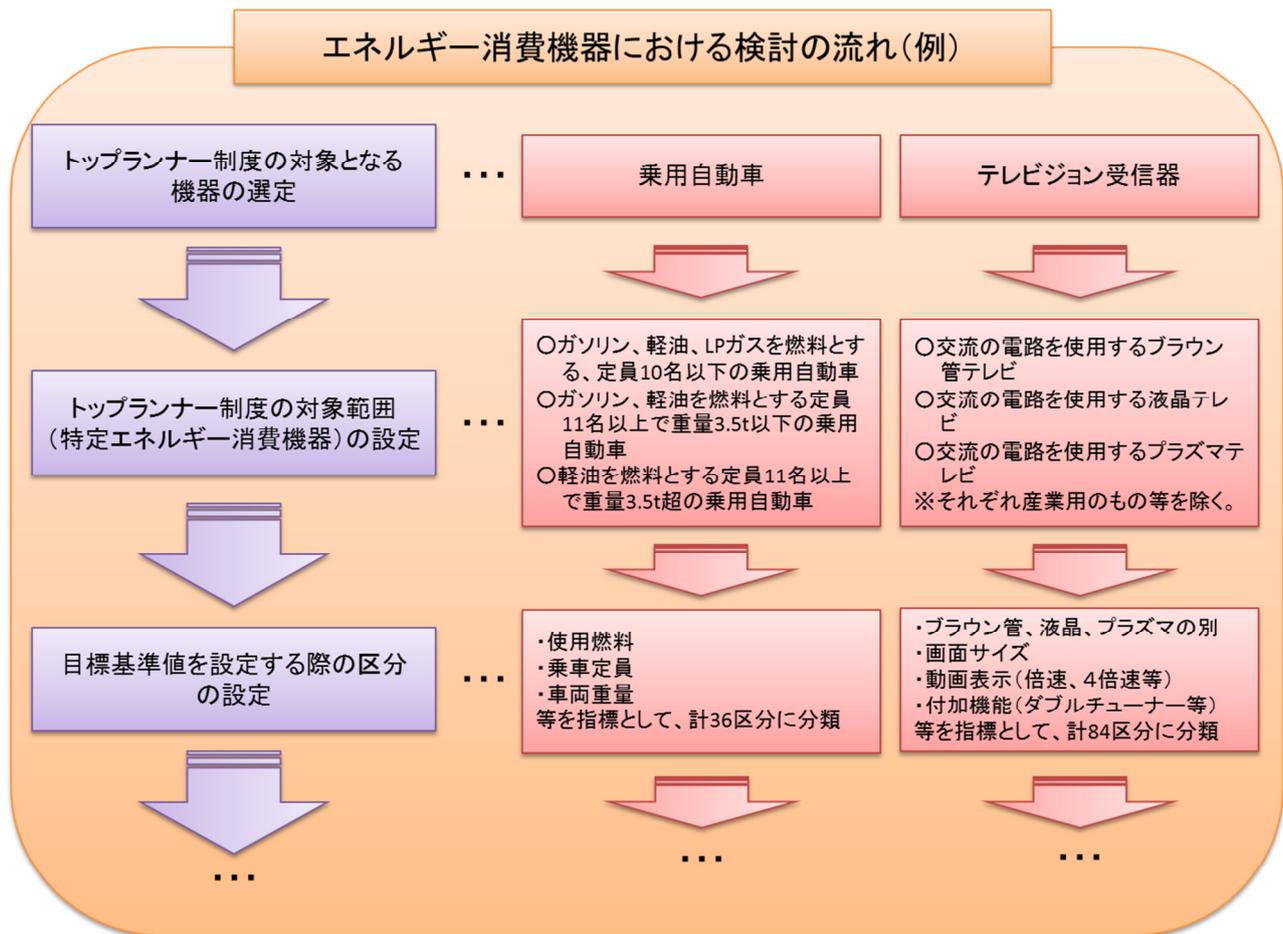
これまでは、自動車、エアコン等エネルギーを消費する機器に焦点を当ててトップランナー制度の構築が行われ、それらの機器のエネルギー消費効率の改善が図られてきたところ。

平成 25 年 5 月、民生部門における省エネルギーを一層推進する観点から、自らはエネルギーを消費しないものの建築物の省エネルギー向上に資する建築材料である、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止の用に供される建築材料（熱損失防止建築材料）を対象としたトップランナー制度（以下「建材トップランナー制度」という。）の導入等を内容とする「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（改正省エネ法）」が成立した。

### 2. 建築材料等判断基準WGの設置

建材トップランナー制度の具体的運用に当たっては、以下の事項を検討する必要がある。

- ① 建材トップランナー制度の運用に関する原則（判断基準策定における考え方）の策定
- ② 建材トップランナー制度の対象となる建築材料の選定
- ③ 上記①、②を定めた後の、②に関する以下の具体的事項
  - a. 建材トップランナー制度の対象範囲
  - b. 熱損失防止性能の向上に関する勧告及び命令の対象となる事業者の範囲
  - c. 特定熱損失防止建築材料の目標基準値を定めるに当たっての以下の事項
    - c. 1. 目標基準値の指標（熱損失防止性能）
    - c. 2. 目標基準値に係る区分分け
    - c. 3. 目標基準値の設定方法（及び当該設定に際して除外する特殊品の特定）
  - d. 熱損失防止性能の表示事項



図：エネルギー消費機器における検討の流れ

これらの事項を具体的に検討するため、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会に建築材料等判断基準WGを設置した。

### 3. 第1回WGでご審議頂く事項

本WGの第1回WGでは、以下の事項についてご審議を頂きたい。

- ① 建材トップランナー制度の運用に関する原則（判断基準策定における考え方）の策定
- ② 建材トップランナー制度の対象となる建築材料の選定
- ③ （上記①、②についてご了承を頂けた場合は）断熱材に関する以下の具体的事項
  - a. 断熱材における建材トップランナー制度の対象範囲
  - b. 熱損失防止性能の向上に関する勧告及び命令の対象となる事業者の範囲
  - c. 断熱材の目標基準値を定めるにあたっての以下の事項
    - c. 1. 目標基準値の指標（熱損失防止性能）
    - c. 2. 目標基準値に係る区分分け
    - c. 3. 目標基準値の設定方法（及び当該設定に際して除外する特殊品の特定）
  - d. 熱損失防止性能の表示事項